明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一六三）　二

〔省　令〕

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**財務**三二）　四

〔規　則〕

○自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の一部を改正する規則（**国家公安委**七）　五

〔告　示〕

○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（**中央選挙管理会**一三）　五

○直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**三二八）　五

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**三二九、三三一）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**三三〇、三三二～三三八）　九

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**七四～七七）　一〇

〔国会事項〕

宮内庁　警察庁　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

指定保安検査機関の廃止に関する公示（中部近畿産業保安監督部）　一〇

〔公　告〕

官庁

証票無効、建築基準適合判定資格者に対する処分、隊員の懲戒処分、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一二

会社その他

三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一六三号）（厚生労働省）

一　予算決算及び会計令等の一部改正関係（第一条～第三条、第五条～第八条、第一五条～第一七条及び第一九条～第二三条関係）

「婦人補導院法」及び「婦人補導院」を削除する等の所要の規定の整備を行うこととした。

二　建築基準法施行令等の一部改正関係（第四条、第九条～第一四条及び第二四条関係）

「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める等の所要の規定の整備を行うこととした。

三　国際受刑者移送法施行令の一部改正関係（第一八条関係）

売春防止法第三章及び第四章を引用する規定を削除する等の所要の規定の整備を行うこととした。

四　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

2　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。